投資信託説明書（請求目論見書）

フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2040

愛称:将来設計（アクティブ）

追加型投信／内外／資産複合
2020.06.24

設定・運用は
フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

AICR2006-023-S

Fidelity INTERNATIONAL

１．この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2040の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2019年12月20日に関東財務局長に提出し、2019年12月21日にその届出の効力が生じております。
２．ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
３．お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
４．課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　デレック・ヤング
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目７番７号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　次

第一部　証券情報……1
第二部　ファンド情報……4
　第１　ファンドの状況……4
　　１　ファンドの性格……4
　　２　投資方針……11
　　３　投資リスク……31
　　４　手数料等及び税金……35
　　５　運用状況……40
　第２　管理及び運営……46
　　１　申込（販売）手続等……46
　　２　換金（解約）手続等……48
　　３　資産管理等の概要……50
　　４　受益者の権利等……54
　第３　ファンドの経理状況……56
　　１　財務諸表……58
　　２　ファンドの現況……72
　第４　内国投資信託受益証券事務の概要……73
第三部　委託会社等の情報……75
　第１　委託会社等の概況……75
　　１　委託会社等の概況……75
　　２　事業の内容及び営業の概況……76
　　３　委託会社等の経理状況……77
　　４　利害関係人との取引制限……104
　　５　その他……104
＜添付＞　投資信託約款

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2040

（ファンドの愛称を「将来設計（アクティブ）」とする場合があります。）

（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

２兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※1とします。

※１　「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日※2における受益権総口数で除して得た受益権１口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

※２　「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に「TDFア40」として略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

①　ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30％＊（税抜3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

＊　上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」ということがあります。）が含まれております。

※　「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

※　販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

① 申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍とします。

② 販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2019年12月21日から2020年12月23日まで

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金※を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

※ 「申込代金」とは、お申込み金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込み口数）に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

○　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

②　ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③　ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内　　外……目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合……目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券） 資産複合 （株式（一般）、債券（一般）） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （部分ヘッジ） なし

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※　ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券）…目論見書又は投資信託約款において、投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。

資産複合（株式（一般）、債券（一般））…目論見書又は投資信託約款において、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものおよび債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものの複数の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

あり（部分ヘッジ）…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替の部分ヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

（注）上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み

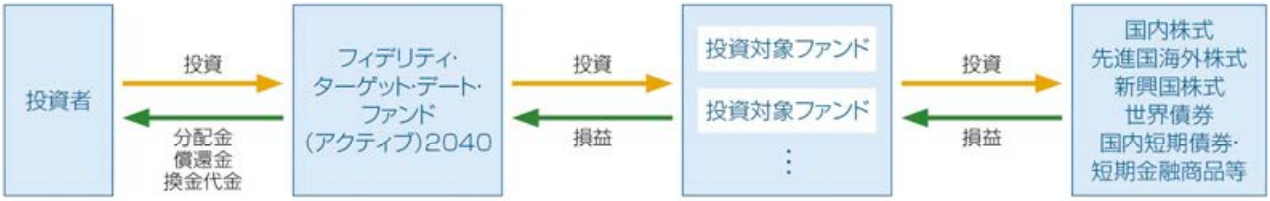

ファンドは、複数の投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、主として国内株式、先進国海外株式、新興国株式、世界債券、国内短期債券・短期金融商品等へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

④　ファンドの特色

● 主として投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主に、国内株式、先進国海外株式、新興国株式、世界債券、国内短期債券・短期金融商品等の資産クラスへ実質的に分散投資を行ないます。なお、世界債券の配分で組入れる投資対象ファンドに対しては、為替ヘッジを行なうことを基本とします。

● 西暦2040年（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）に向けて、資産配分を変更します。

・　投資対象とする各資産クラスへの配分を基本資産配分といいます。

・　基本資産配分は、時間の経過によりターゲット・イヤーまでの残存期間が短くなるにしたがい、株式への配分を漸減し、リスクを減少させることを目指して設計します。

・　基本資産配分における資産クラスや各資産クラスへの配分は、将来の市場構造等の変化によっては見直す場合があります。

・　投資信託証券の組入れにあたっては、基本資産配分に対して機動的に変更する場合があります。

・　投資信託証券の組入れにあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。

・　投資対象ファンドは、定期的にモニターを行ない、組入れ比率の調整を行ないます。また、入れ替えを行なう場合もあります。

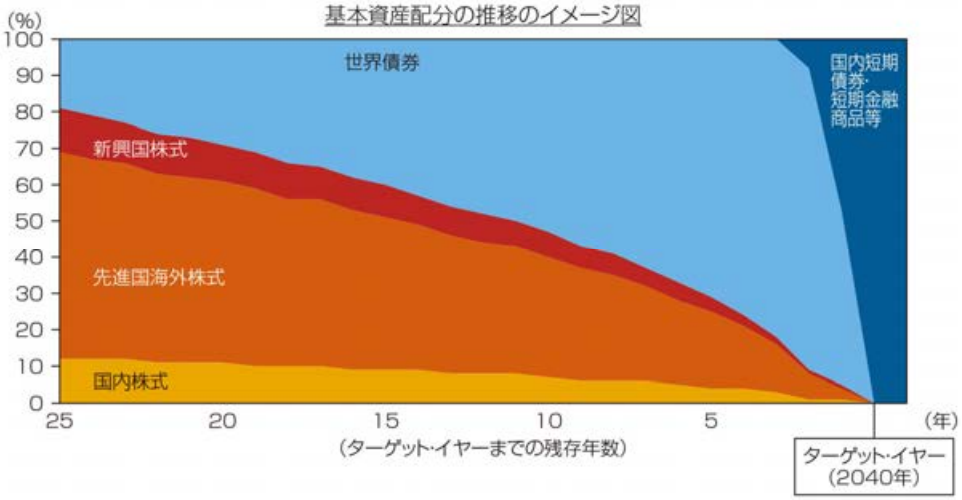

※　上図は、当初設定時における基本資産配分の推移を示したイメージ図であり、将来、実際に上記通りの運用を行なうことを保証するものではありません。また、市場の環境等によっては、リスク管理のために、基本資産配分から乖離した運用が行なわれる場合があります。

● 当初設定時の基本資産配分は概ね、国内株式12%、先進国海外株式57%、新興国株式12%、世界債券19%とします。

● ファンドの基本資産配分に関する運用（設計・見直しを含む）にあたっては、FILインベストメンツ・インターナショナルおよびFILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

（２）【ファンドの沿革】

2015年12月４日　　ファンドの募集開始

2015年12月７日　　信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。

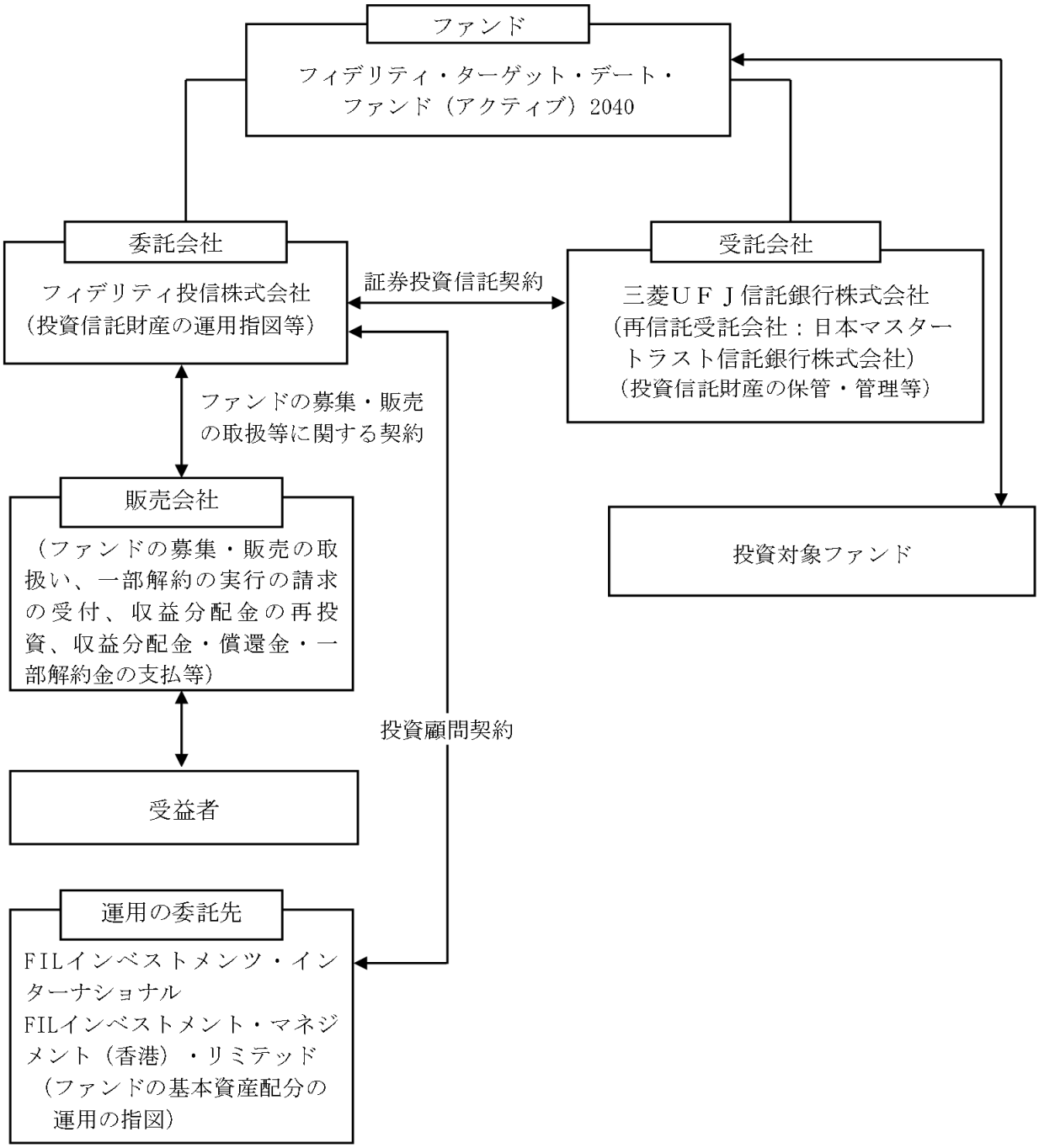

② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先

名称	業務の内容
FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの基本資産配分の運用（設計・見直しを含む）の指図を行ないます。
FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド	

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※ FILインベストメンツ・インターナショナル、FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、中近東、南アメリカにおいて、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。

※ 運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況（2020年４月末日現在）

(a) 資本金の額　　金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年２月20日	投資顧問業の登録
同年６月10日	投資一任業務の認可取得
1995年９月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年９月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目７番７号	20,000株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

②　運用方法

(a) 投資対象

主として投資信託証券に投資を行ないます。投資信託証券には国内投資信託および外国投資信託の受益証券、投資法人ならびに外国投資法人の投資証券が含まれます。

(b) 投資態度

①　主として投資信託証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。

②　投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国海外株式、新興国株式、世界債券、国内短期債券・短期金融商品等の資産クラスへ実質的に分散投資を行ないます。なお、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産クラスを見直す場合があります。

③　資産配分は、時間の経過により西暦2040年（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間が短くなるにしたがい、株式への配分を漸減し、リスクを減少させていく運用を目指します。

④　当初設定時の資産配分は概ね、国内株式12％、先進国海外株式57％、新興国株式12％、世界債券19％を基本とします。

⑤　投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。

⑥　投資信託証券は、主として、国内外の投資信託証券の中から選定を行ないます。

⑦　外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことがあります。

⑧　投資信託証券の組入れにあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券*」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。

⑨　指定投資信託証券は定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、指定投資信託証券として選定されていた投資信託証券が指定投資信託証券から除外されたり、新たに追加指定される場合があります。

⑩　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊　指定投資信託証券は、2020年６月24日現在以下の通りです。

－　フィデリティ・インスティテューショナル・ファンズージャパン・ファンド（英国籍証券投資法人）

－　フィデリティ・ファンズージャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

－　フィデリティ・ファンズージャパン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

－　フィデリティ・ファンズーアメリカン・ディバーシファイド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

－　フィデリティ・ファンズーアメリカ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

－　フィデリティ・ファンズーアメリカン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

－　フィデリティ・アメリカン・ファンド（英国籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－ユーロ・ブルーチップ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－ユナイテッド・キングダム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－サステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－ファースト・ヨーロピアン・バリュー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－アジア・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－オーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－エマージング・マーケッツ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・マネー・プール・マザーファンド（国内証券投資信託）
－　フィデリティ・ファンズ－ジャパン・アドバンテージ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－ジャパン・アグレッシブ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－インスティテューショナル・ジャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティＵＳクオリティー・インカムＵＣＩＴＳ　ＥＴＦ（アイルランド籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズ－アジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・日本株ファンド（適格機関投資家用）（国内証券投資信託）
－　フィデリティ・欧州中小型株・オープン（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
－　フィデリティ・ファンズ－インスティテューショナル・アジアパシフィック（除く日本）・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

－　フィデリティ・インスティテューショナル・パシフィック（除く日本）・ファンド（英国籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケッツ・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・ファンズーグローバル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

※　上記以外のファンドが追加になる場合、または上記ファンドが指定投資信託証券から除外される場合があります。

③　ファンドのベンチマーク
ファンドにはベンチマークを設けません。

（２）【投資対象】
①　投資対象とする資産の種類
ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
１．有価証券
２．約束手形
３．金銭債権
(b) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
②　運用の指図範囲等
(a) 委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
５．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から６．の証券または証書の性質を有するもの
８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
９．投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
10．外国法人が発行する譲渡性預金証書
11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．から４．までの証券および７．の証券または証書のうち１．から４．までの証券の性質を有するものならびに９．の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、８．の証券および９．の証券（「新投資口予約証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

(b) 上記(ａ)の規定にかかわらず、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　指定投資信託証券の概要（2020年６月24日現在）

注）下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・インスティテューショナル・ファンズージャパン・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人／英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービシズ（英国）・リミテッド
投資目的	主として日本の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.80％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズージャパン・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として日本の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズージャパン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、日本の取引所（地方取引所等を含む）に上場されている、中小型の企業および新興企業の株式に投資します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアメリカン・ディバーシファイド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアメリカ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として米国の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアメリカン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、米国に本社があるか、事業活動の中心が米国にある企業の株式に投資し、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・アメリカン・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人／英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービシズ（英国）・リミテッド
投資目的	主として米国の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーユーロ・ブルーチップ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてEMU加盟国の優良企業のユーロ建て株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の大型株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の中小型株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーユナイテッド・キングダム・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として英国の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーサステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、EMU（欧州通貨同盟）参加国の、ESG（環境、社会、企業統治）に配慮した持続可能な特長を有する企業のユーロ建て株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ディビデンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーファースト・ヨーロピアン・バリュー・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、バリュースタイルで運用を行ない、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてアジア（除く日本）の「スペシャル・シチュエーション株式」や小型成長株に投資します。「スペシャル・シチュエーション株式」は、原則として純資産に比べて割安な株価を有する、あるいは利益成長性が高くかつ株価上昇に有利な特別な状況を有する株式です。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジア・フォーカス・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてアジア（除く日本）の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／豪ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてオーストラリアの株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケッツ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、中南米、東南アジア、アフリカ、東欧（ロシアを含む）、中東等を含む経済が急成長を遂げている国の株式に投資します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・マネー・プール・マザーファンド
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、ファンドの運用指図に関する権限はFILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに委託します。
投資目的	主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
費用	信託報酬：なし 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用（この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズージャパン・アドバンテージ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、日本の取引所（地方取引所等を含む）に上場されている株式に投資します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズージャパン・アグレッシブ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・ジャパン・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.80％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティＵＳクオリティー・インカムＵＣＩＴＳ ＥＴＦ
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	管理会社：FILファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド
投資目的	フィデリティUSクオリティー・インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。
費用	管理報酬：0.30％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある小型の企業の株式に分散投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・日本株ファンド（適格機関投資家用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.935%（税抜　0.85%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・　その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・欧州中小型株・オープン（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの運用指図に関する権限はFILインベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・欧州中小型株・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として英国および欧州大陸の取引所に上場されている株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
費用	信託報酬：純資産総額に応じて以下の通り配分されます。 50億円未満の部分：年率0.913%（税抜　0.83%） 50億円以上500億円未満の部分：年率0.891%（税抜　0.81%） 500億円以上1,000億円未満の部分：年率0.8855%（税抜　0.805%） 1,000億円以上の部分：年率0.88%（税抜　0.80%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・　その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・アジアパシフィック（除く日本）・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド　（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域（除く日本）の取引所に上場されているか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.80% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・インスティテューショナル・パシフィック（除く日本）・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人／英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービシズ（英国）・リミテッド
投資目的	主としてオーストラリア、香港、マレーシア、ニュージーランド、シンガポールの企業の株式（除く日本）に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.80% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケッツ・フォーカス・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド　（バミューダ）
投資目的	主として、中南米、東南アジア、アフリカ、東欧（ロシアを含む）、中東等を含む経済が発展途上にある地域や関連地域の株式、それらの地域に上場されているか、本社がある企業、事業活動の中心がそれらの地域である企業に投資し（中国A株B株への直接投資を含む）、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.5% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.5%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーグローバル・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド　（バミューダ）
投資目的	主として世界各国の債券に投資し、米ドルベースでパフォーマンスの最大化を目指します。
費用	管理報酬：0.75% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、ファンドに割戻しを行ないます。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

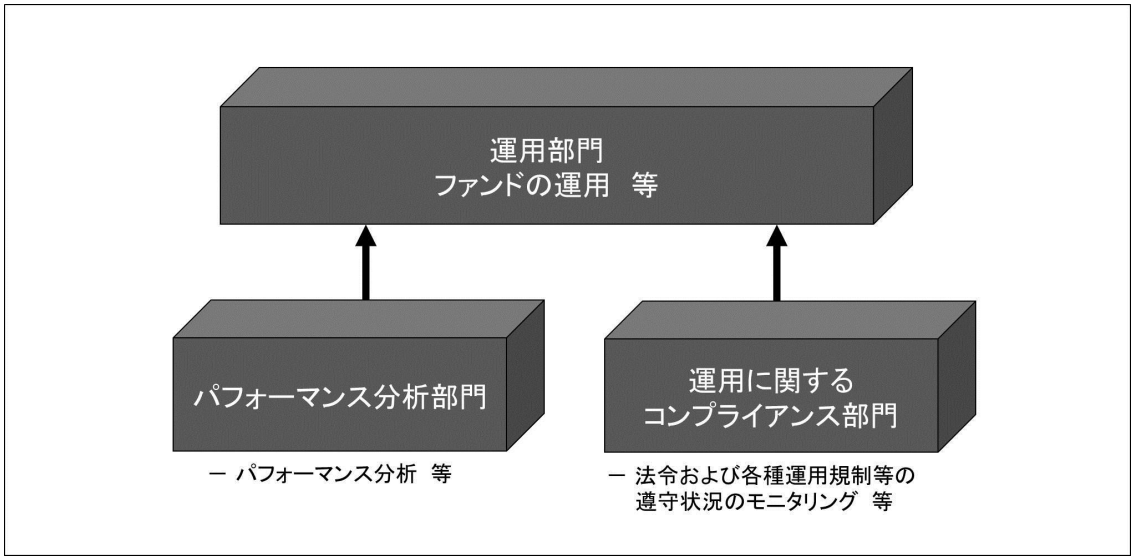

○　運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。

○　パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。

○　運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

・　運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。

・　運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

また、ファンドの運用管理にあたっては、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年１回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時（原則９月25日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②　利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税相当額（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※　分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜ファンドの投資信託約款に基づく投資制限＞

①　投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

②　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑥　有価証券の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(b) 上記(a)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑦　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧　資金の借入れ

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 上記(a)の資金借入額は、次の１．から３．に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10％以内

(c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

(d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

＜投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限＞

①　同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

② デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

③ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図してはなりません。

３【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

＜価格変動リスク＞

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

＜信用リスク＞

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

＜金利変動リスク＞

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

＜為替変動リスク＞

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

＜資産配分リスク＞

ファンドは基本資産配分に基づき、複数資産への投資を行ないます。この基本資産配分は時間の経過によりターゲット・イヤーまでの残存期間が短くなるにしたがい、株式への配分を漸減し、リスクを減少させる運用を目指します。ファンドの運用成績は、基本資産配分の影響を受けます。基本資産配分に組入れられた複数または全ての資産の価値が下落する場合等では、基準価額がより大きく下落する可能性があります。

＜エマージング市場に関わるリスク＞

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

＜クーリング・オフ＞

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性＞

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

＜デリバティブ（派生商品）に関する留意点＞

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

＜分配金に関する留意点＞

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

また、ファンドの運用管理にあたっては、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2015年12月7日に設定されたため、2016年12月～2020年4月の期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

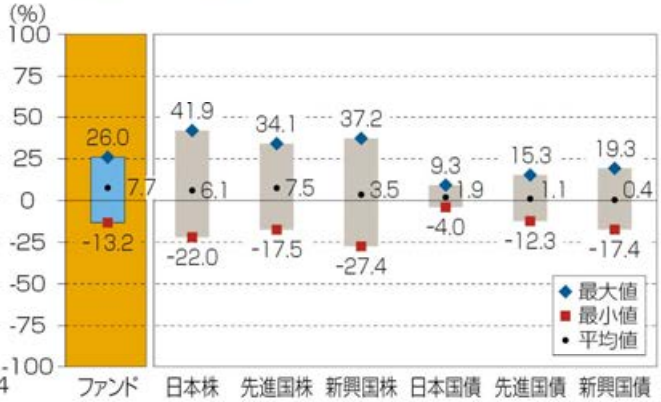

※ファンドは2015年12月7日に設定されたため2016年12月～2020年4月の期間、他の代表的な資産クラスについては2015年5月～2020年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

[代表的な資産クラスの指数]

日本株	TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー.が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①　ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30％＊（税抜3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

＊　上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※　「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

※　販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたって手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

（３）【信託報酬等】

①　信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、第１期から第５期は年0.7546％（税抜 0.686％）、第６期から第20期は年0.6446％（税抜 0.586％）、第21期から第24期は年0.4246％（税抜 0.386％）、第25期以降は年0.2046％（税抜 0.186％）の率を乗じて得た額とします。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率/税抜）

計算期間		運用管理費用（信託報酬）				投資対象ファンドの信託報酬＊1	実質的な信託報酬概算値（税込）＊2
		合計	内訳				
			委託会社	販売会社	受託会社		
第１期～第５期	設定日～2020年の決算日	0.686%	0.07%	0.60%	0.016%	0.68%～0.79%程度	1.42%～1.53%程度
第６期～第20期	2020年の決算日翌日～2035年の決算日	0.586%	0.07%	0.50%	0.016%	0.50%～0.74%程度	1.14%～1.38%程度
第21期～第24期	2035年の決算日翌日～2039年の決算日	0.386%	0.07%	0.30%	0.016%	0.26%～0.56%程度	0.68%～0.98%程度
第25期以降	2039年の決算日翌日以降	0.186%	0.07%	0.10%	0.016%	0.00%～0.32%程度	0.20%～0.53%程度

税法が改正された場合、上記数値が変更になることがあります。

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

＊１　2020年６月24日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、基本資産配分の見直し・投資対象ファンドの変更や投資対象ファンドの信託報酬の変更等によって変動しますので、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。

＊２　運用管理費用（信託報酬）に投資対象ファンドの信託報酬を加味した、受益者の皆様が実質的に負担する信託報酬の概算値であり、投資対象ファンドの信託報酬の変動を受けて変化し、実際の実質信託報酬率とは異なる場合があります。

③　委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

※　税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①　ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

②　借入有価証券に係る品借料

③　外貨建資産の保管費用

④　借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

⑤　投資信託財産に関する租税

⑥　信託事務の処理に要する諸費用

⑦　受託会社の立替えた立替金の利息

⑧　その他、以下の諸費用

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用

２．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑧の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10％（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑧の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑦の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※　上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

＜個人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ⅰ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ⅱ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

１．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、「ジュニアＮＩＳＡ」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

３．受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機構及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2020年４月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（2020年４月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資証券	ルクセンブルグ	142,861,596	96.55
預金・その他の資産（負債控除後）	―	5,109,402	3.45
合計（純資産総額）		147,970,998	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2020年４月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（売建）	日本	36,354,400	△24.57

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2020年４月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
1	FF-AMERICAN GRWTH ACC USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	25,649.44	2,293.04 58,815,303	2,252.82 57,783,560	39.05
2	FF-GLOBAL BOND FUND A-ACC-EUR(HEDGED)	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	21,324.49	1,647.81 35,138,781	1,721.44 36,708,829	24.81
3	FF-EMERGING MARKETS FOCUS FUND A-ACC-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	11,242.35	1,400.88 15,749,220	1,289.92 14,501,741	9.80
4	FF-JAPAN FUND A-JPY	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	65,756.31	194.91 12,817,031	198.70 13,065,778	8.83
5	FF-EURO DYNAMIC G ACC EUR	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	3,959.33	3,169.11 12,547,591	3,251.48 12,873,681	8.70
6	FF-EUROPEAN SMALLER COMPANIES FUND A-ACC-EUR	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	1,123.50	2,633.20 2,958,400	2,301.44 2,585,667	1.75
7	FF-JAPAN AGGRESSIVE FUND A-JPY	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	1,402.65	1,732.99 2,430,792	1,672.00 2,345,230	1.58
8	FF-ASIA PACIFIC OPPORTUNITIES A-ACC-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	888.02	2,645.95 2,349,664	2,587.96 2,298,159	1.55
9	FF-ASIAN SPEC SITS AC USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	264.57	2,833.12 749,559	2,641.83 698,947	0.47

種類別投資比率

（2020年４月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 (%)
投資証券	外国	96.55
合計（対純資産総額比）		96.55

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2020年４月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 （円）	時価金額 （円）	投資比率 （%）
為替予約取引	ユーロ	売建	313,400	37,863,651	36,354,400	△24.57

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年４月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり純資産額 （円） （分配落）	１口当たり純資産額 （円） （分配付）
１期	（2016年９月26日）	79	79	0.8762	0.8762
２期	（2017年９月25日）	107	107	1.0684	1.0684
３期	（2018年９月25日）	125	125	1.1363	1.1363
４期	（2019年９月25日）	126	126	1.1346	1.1346
	2019年４月末日	123	－	1.1412	－
	2019年５月末日	119	－	1.0965	－
	2019年６月末日	122	－	1.1182	－
	2019年７月末日	126	－	1.1440	－
	2019年８月末日	123	－	1.1161	－
	2019年９月末日	126	－	1.1364	－
	2019年10月末日	132	－	1.1673	－
	2019年11月末日	137	－	1.2053	－
	2019年12月末日	151	－	1.2285	－
	2020年１月末日	152	－	1.2164	－
	2020年２月末日	152	－	1.1835	－
	2020年３月末日	134	－	1.0497	－
	2020年４月末日	147	－	1.1310	－

②【分配の推移】

期	１口当たりの分配金（円）
第１期	0.0000
第２期	0.0000
第３期	0.0000
第４期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第１期	△12.4
第２期	21.9
第３期	6.4
第４期	△0.1
第５期中 自　2019年９月26日　至　2020年３月25日	△10.6

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済数量 （口）
第１期	90,332,163	103,341	90,228,822
第２期	13,566,977	3,277,239	100,518,560
第３期	12,468,726	2,610,945	110,376,341
第４期	6,836,705	5,967,306	111,245,740
第５期中 自　2019年９月26日 至　2020年３月25日	20,167,532	3,178,338	128,234,934

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

＜参考情報＞

（2020年4月30日現在）

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移

※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	11,310円
純資産総額	1.5億円

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり／税引前)
2016年9月	0円
2017年9月	0円
2018年9月	0円
2019年9月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

ポートフォリオの状況

株式

組入投資信託証券	比率
フィデリティ・ファンズ－アメリカン・グロース・ファンド	39.1%
フィデリティ・ファンズ－エマージング・マーケッツ・フォーカス・ファンド	9.8%
フィデリティ・ファンズ－ジャパン・ファンド	8.8%
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド	8.7%
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド	1.7%
フィデリティ・ファンズ－ジャパン・アグレッシブ・ファンド	1.6%
フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド	1.6%
フィデリティ・ファンズ－アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド	0.5%
合計	71.7%

債券・短期金融資産等

組入投資信託証券	比率
フィデリティ・ファンズ－グローバル・ボンド・ファンド	24.8%
合計	24.8%

＊債券・短期金融資産等で組入れるファンドにおいては、株式を組入れる場合があります。

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※株式部分は為替ヘッジを行なわず、債券部分は為替ヘッジを行ないます。

年間収益率の推移

※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。
※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
※2015年は当初設定日(2015年12月7日)以降2015年末までの実績、2020年は年初以降4月末までの実績となります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①　ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日及び英国における休業日を除きます。）において行なわれます。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後３時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。（受付時間は販売会社により異なることがあります。）ただし、これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

②　ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。
「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

③　ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

④　ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
　ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍とします。

⑤　ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30％（税抜 3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

⑥　販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

⑦　申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。

⑧　委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

※　ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

①　受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日及び英国における休業日を除きます。）において一部解約の実行の請求を行なうことができます。
　一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後３時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。（受付時間は販売会社により異なることがあります。）ただし、これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

②　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

③　一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

④　一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

⑤　解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

⑥　個人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。法人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。
※　上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

⑦　解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。

⑧　投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために１日１件５億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

⑨　委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※　ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

投資証券　　：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

②　基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に「TDFア40」として略称で掲載されます。

なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2015年12月７日）から2041年９月25日までとします。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年９月26日から翌年９月25日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

＜信託契約の解約＞

① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が30億口を下回った場合または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

※ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「(ｂ)投資信託約款の変更等」の規定に従います。

＜委託会社の登録取消等に伴う取扱い＞

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｂ)投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

＜受託会社の辞任および解任に伴う取扱い＞

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「(ｂ)投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 投資信託約款の変更等

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本（b）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（b）③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(c) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(d) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の３ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

(f) 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(g) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（https://www.fidelity.co.jp/）に掲載します。

(h) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

① 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(i) 信託事務処理の再信託

委託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

① 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

② 上記①にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

③ 受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

① 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して５営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権の不適用

ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第４期計算期間（2018年９月26日から2019年９月25日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）２０４０の2018年９月26日から2019年９月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）２０４０の2019年９月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１【財務諸表】

【フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）２０４０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第３期計算期間 2018年９月25日現在	第４期計算期間 2019年９月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	797,707	361,241
金銭信託	1,874,220	1,752,552
投資証券	123,704,744	124,488,652
その他未収収益	178,733	195,835
流動資産合計	126,555,404	126,798,280
資産合計	126,555,404	126,798,280
負債の部		
流動負債		
未払金	626,474	－
未払解約金	3,678	51,515
未払受託者報酬	10,432	10,670
未払委託者報酬	438,386	449,003
その他未払費用	60,710	62,194
流動負債合計	1,139,680	573,382
負債合計	1,139,680	573,382
純資産の部		
元本等		
元本	110,376,341	111,245,740
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,039,383	14,979,158
（分配準備積立金）	13,853,552	13,208,638
元本等合計	125,415,724	126,224,898
純資産合計	125,415,724	126,224,898
負債純資産合計	126,555,404	126,798,280

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期計算期間 自 2017年９月26日 至 2018年９月25日	第４期計算期間 自 2018年９月26日 至 2019年９月25日
営業収益		
受取配当金	264,997	－
受取利息	1,523	4,267
有価証券売買等損益	6,478,845	5,542,618
為替差損益	939,310	△5,420,567
その他収益	587,913	719,153
営業収益合計	8,272,588	845,471
営業費用		
受託者報酬	20,273	20,554
委託者報酬	852,659	864,795
その他費用	136,988	137,475
営業費用合計	1,009,920	1,022,824
営業利益又は営業損失（△）	7,262,668	△177,353
経常利益又は経常損失（△）	7,262,668	△177,353
当期純利益又は当期純損失（△）	7,262,668	△177,353
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	106,856	△266,885
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,870,689	15,039,383
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,197,088	657,073
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,197,088	657,073
剰余金減少額又は欠損金増加額	184,206	806,830
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	184,206	806,830
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,039,383	14,979,158

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第３期計算期間 2018年９月25日現在	第４期計算期間 2019年９月25日現在
１．元本の推移		
期首元本額	100,518,560 円	110,376,341 円
期中追加設定元本額	12,468,726 円	6,836,705 円
期中一部解約元本額	2,610,945 円	5,967,306 円
２．受益権の総数	110,376,341 口	111,245,740 口
３．１口当たり純資産額	1.1363 円	1.1346 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第３期計算期間 自 2017年９月26日 至 2018年９月25日	第４期計算期間 自 2018年９月26日 至 2019年９月25日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.050％以内の額	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
２．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（740,954円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（6,414,858円）、信託約款に規定される収益調整金（1,185,831円）及び分配準備積立金（6,697,740円）より分配対象収益は15,039,383円（１口当たり0.136255円）でありますが、分配は行っておりません。	２．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（58,205円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（31,327円）、信託約款に規定される収益調整金（1,891,623円）及び分配準備積立金（13,119,106円）より分配対象収益は15,100,261円（１口当たり0.135738円）でありますが、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第３期計算期間 2018年９月25日現在	第４期計算期間 2019年９月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	3,594,594	6,442,641
合　計	3,594,594	6,442,641

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	FF-GLOBAL BOND FUND A-ACC-JPY HEDGED	28,188	30,499,740	
		FF-JAPAN AGGRESSIVE FUND A-JPY	1,402	2,430,792	
		FF-JAPAN FUND A-JPY	46,558	9,362,862	
	日本円　小計		76,149	42,293,394	
	アメリカ・ドル	FF-AMERICAN GRWTH ACC USD	21,495.18	469,024.82	
		FF-ASIAN SPEC SITS AC USD	264.57	7,013.75	
		FF-EMERGING MARKETS FOCUS FUND A-ACC-USD	9,221.16	121,903.73	
	アメリカ・ドル　小計		30,980.91	597,942.30 (64,045,600)	
	ユーロ	FF-ASIA PACIFIC OPPORTUNITIES A-ACC-EURO	888.02	20,255.73	
		FF-EURO DYNAMIC G ACC EUR	3,959.33	108,168.89	
		FF-EUROPEAN SMALLER COMPANIES FUND A-ACC-EUR	1,123.50	25,503.45	
	ユーロ　小計		5,970.85	153,928.07 (18,149,658)	
投資証券　合計				124,488,652 (82,195,258)	
合計				124,488,652 (82,195,258)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　3銘柄	100%	77.92%
ユーロ	投資証券　3銘柄	100%	22.08%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の３、第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第５期中間計算期間（2019年９月26日から2020年３月25日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2020年5月25日

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田信之　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2040の2019年9月26日から2020年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2040の2020年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年9月26日から2020年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項
ファンドの2019年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2019年5月22日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2019年11月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係
フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）２０４０】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第４期計算期間 2019年９月25日現在	第５期中間計算期間 2020年３月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	361,241	20,414
金銭信託	1,752,552	684,186
投資証券	124,488,652	127,810,549
派生商品評価勘定	－	410,642
未収入金	－	1,549,416
その他未収収益	195,835	224,264
流動資産合計	126,798,280	130,699,471
資産合計	126,798,280	130,699,471
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	7,400
未払解約金	51,515	49,356
未払受託者報酬	10,670	12,405
未払委託者報酬	449,003	521,167
その他未払費用	62,194	70,877
流動負債合計	573,382	661,205
負債合計	573,382	661,205
純資産の部		
元本等		
元本	111,245,740	128,234,934
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	14,979,158	1,803,332
（分配準備積立金）	13,208,638	12,876,365
元本等合計	126,224,898	130,038,266
純資産合計	126,224,898	130,038,266
負債純資産合計	126,798,280	130,699,471

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期中間計算期間 自 2018年９月26日 至 2019年３月25日	第５期中間計算期間 自 2019年９月26日 至 2020年３月25日
営業収益		
受取利息	2,331	911
有価証券売買等損益	△1,534,961	△19,745,344
為替差損益	△2,975,005	3,121,929
その他収益	338,911	457,448
営業収益合計	△4,168,724	△16,165,056
営業費用		
受託者報酬	9,884	12,405
委託者報酬	415,792	521,167
その他費用	71,693	81,047
営業費用合計	497,369	614,619
営業利益又は営業損失（△）	△4,666,093	△16,779,675
経常利益又は経常損失（△）	△4,666,093	△16,779,675
中間純利益又は中間純損失（△）	△4,666,093	△16,779,675
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△242,971	116,729
期首剰余金又は期首欠損金（△）	15,039,383	14,979,158
剰余金増加額又は欠損金減少額	216,118	4,174,664
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	216,118	4,174,664
剰余金減少額又は欠損金増加額	637,621	454,086
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	637,621	454,086
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	10,194,758	1,803,332

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第４期計算期間 2019年９月25日現在	第５期中間計算期間 2020年３月25日現在
１．元本の推移		
期首元本額	110,376,341 円	111,245,740 円
期中追加設定元本額	6,836,705 円	20,167,532 円
期中一部解約元本額	5,967,306 円	3,178,338 円
２．受益権の総数	111,245,740 口	128,234,934 口
３．１口当たり純資産額	1.1346 円	1.0141 円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４期中間計算期間 自　2018年９月26日 至　2019年３月25日	第５期中間計算期間 自　2019年９月26日 至　2020年３月25日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.05％以内の額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	第４期計算期間 2019年９月25日 現在				第５期中間計算期間 2020年３月25日 現在			
	契約額等 （円）	うち１年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち１年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	－	－	－	－	37,767,338	－	37,364,096	403,242
ユーロ	－	－	－	－	37,767,338	－	37,364,096	403,242
合計	－	－	－	－	37,767,338	－	37,364,096	403,242

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年４月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	148,087,494	円
Ⅱ　負債総額	116,496	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	147,970,998	円
Ⅳ　発行済数量	130,831,969	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1310	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換
該当事項はありません。

(2) 受益者名簿
作成しません。

(3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2020年４月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近５年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

１．個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。

２．ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

３．ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2020年４月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託148本、親投資信託47本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,873,902,185,594円です。

３【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第33期事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第34期事業年度の中間会計期間（2019年４月１日から2019年９月30日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

2019年６月10日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2019年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第32期 （2018年３月31日）	第33期 （2019年３月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		975,413	1,427,907
立替金		72,930	100,317
前払費用		28,800	13,866
未収委託者報酬		5,464,066	5,388,448
未収収益		1,921,861	741,116
未収入金	＊１	365,790	150,419
繰延税金資産		607,573	―
未収還付法人税等		―	50,510
未収還付消費税等		―	120,394
流動資産計		9,436,436	7,992,981
固定資産			
無形固定資産			
電話加入権		7,487	7,487
無形固定資産合計		7,487	7,487
投資その他の資産			
長期貸付金	＊１	22,863,900	23,346,748
長期差入保証金		17,804	25,145
繰延税金資産		778,438	1,089,396
その他		230	430
投資その他の資産合計		23,660,373	24,461,720
固定資産計		23,667,860	24,469,207
資産合計		33,104,296	32,462,188
負債の部			
流動負債			
預り金		103,438	30,687
未払金	＊１		
未払手数料		2,425,583	2,369,952
その他未払金		2,622,149	1,653,290
未払費用		551,982	592,634
未払法人税等		193,363	―
未払消費税等		291,148	―
賞与引当金		1,858,394	1,469,810
その他流動負債		931	931
流動負債合計		8,046,992	6,117,307
固定負債			
長期賞与引当金		239,904	298,547
退職給付引当金		4,786,190	4,712,577
固定負債合計		5,026,094	5,011,125
負債合計		13,073,087	11,128,432
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,000,000	1,000,000
利益剰余金			
利益準備金		100,000	100,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		18,931,208	20,233,755
利益剰余金合計		19,031,208	20,333,755
株主資本合計		20,031,208	21,333,755
純資産合計		20,031,208	21,333,755
負債・純資産合計		33,104,296	32,462,188

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

		第32期 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	第33期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
営業収益			
委託者報酬		47,015,140	38,212,229
その他営業収益		4,392,629	3,152,985
営業収益計		51,407,769	41,365,214
営業費用	＊１		
支払手数料		22,128,840	17,804,844
広告宣伝費		493,950	504,887
調査費			
調査費		487,993	606,194
委託調査費		10,160,657	7,658,693
営業雑経費			
通信費		50,195	35,533
印刷費		117,152	63,293
協会費		35,503	30,701
諸会費		1,555	2,487
営業費用計		33,475,849	26,706,635
一般管理費			
給料			
給料・手当		2,529,490	2,408,072
賞与		2,272,929	1,717,394
福利厚生費		593,981	580,285
交際費		27,478	22,538
旅費交通費		176,209	156,818
租税公課		129,039	96,478
弁護士報酬		15,719	9,625
不動産賃貸料・共益費		602,626	598,215
支払ロイヤリティ		1,033,326	305,883
退職給付費用		201,666	210,619
消耗器具備品費		5,733	8,177
事務委託費		6,503,327	6,249,198
諸経費		322,446	325,845
一般管理費計		14,413,974	12,689,151
営業利益		3,517,944	1,969,426
営業外収益			
受取利息	＊１	122,290	139,478
保険配当金		8,991	8,570
為替差益		86,339	－
雑益		4,534	6,818
営業外収益計		222,156	154,868
営業外費用			
寄付金		－	41
為替差損		－	90,627
営業外費用計		－	90,668
経常利益		3,740,101	2,033,626
特別損失			
特別退職金		285,710	49,075
事務過誤損失		596	－
特別損失計		286,306	49,075
税引前当期純利益		3,453,794	1,984,550
法人税、住民税及び事業税		1,212,425	385,388
法人税等調整額		(136,204)	296,615
法人税等合計		1,076,221	682,003
当期純利益		2,377,574	1,302,546

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,000	100,000	16,553,634	16,653,634	17,653,634
当期変動額					
当期純利益	－	－	2,377,574	2,377,574	2,377,574
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	2,377,574	2,377,574	2,377,574
当期末残高	1,000,000	100,000	18,931,208	19,031,208	20,031,208

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	17,653,634
当期変動額			
当期純利益	－	－	2,377,574
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－
当期変動額合計	－	－	2,377,574
当期末残高	－	－	20,031,208

第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,000	100,000	18,931,208	19,031,208	20,031,208
当期変動額					
当期純利益	－	－	1,302,546	1,302,546	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	1,302,546	1,302,546	1,302,546
当期末残高	1,000,000	100,000	20,233,755	20,333,755	21,333,755

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	20,031,208
当期変動額			
当期純利益	－	－	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－
当期変動額合計	－	－	1,302,546
当期末残高	－	－	21,333,755

重要な会計方針

1.　資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

(3)　賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1 ： 顧客との契約を識別する。

ステップ2 ： 契約における履行義務を識別する。

ステップ3 ： 取引価格を算定する。

ステップ4 ： 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5 ： 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

表示方法の変更

1.　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を当会計期間から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第32期 （2018年3月31日）	第33期 （2019年3月31日）
未収入金	75,889 千円	108,246 千円
その他未払金	2,274,334 千円	1,254,001 千円
長期貸付金	21,400,000 千円	21,850,000 千円

（損益計算書関係）

＊1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第32期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第33期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
営業費用	13,524,345 千円	11,203,862 千円
受取利息	57,463 千円	61,374 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	－	－	20,000株
合計	20,000株	－	－	20,000株

第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	－	－	20,000株
合計	20,000株	－	－	20,000株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2.　金融商品の時価に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

第32期（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金及び預金	975,413	975,413	－
（2）未収委託者報酬	5,464,066	5,464,066	－
（3）未収収益	1,921,861	1,921,861	－
（4）未収入金	365,790	365,790	－
（5）長期貸付金	22,863,900	22,863,900	－
資産計	31,591,030	31,591,030	－
（1）未払手数料	2,425,583	2,425,583	－
（2）その他未払金	2,622,149	2,622,149	－
負債計	5,047,732	5,047,732	－

第33期（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金及び預金	1,427,907	1,427,907	－
（2）未収委託者報酬	5,388,448	5,388,448	－
（3）未収収益	741,116	741,116	－
（4）未収入金	150,419	150,419	－
（5）長期貸付金	23,346,748	23,346,748	－
資産計	31,054,638	31,054,638	－
（1）未払手数料	2,369,952	2,369,952	－
（2）その他未払金	1,653,290	1,653,290	－
（3）未払費用	592,634	592,634	－
負債計	4,615,876	4,615,876	－

（注）1.　金融商品の時価の算定方法に関する事項
第32期（2018年3月31日）
資　産
（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収収益、（4）未収入金
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（5）長期貸付金
変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第33期（2019年3月31日）

資　産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収収益、（4）未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）未払手数料、（2）その他未払金、（3）未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（2018年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	975,413	－	－	－
未収委託者報酬	5,464,066	－	－	－
未収収益	1,921,861	－	－	－
未収入金	365,790	－	－	－
合計	8,727,132	－	－	－

金銭債権のうち長期貸付金(22,863,900千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第33期（2019年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,427,907	－	－	－
未収委託者報酬	5,388,448	－	－	－
未収収益	741,116	－	－	－
未収入金	150,419	－	－	－
合計	7,707,892	－	－	－

金銭債権のうち長期貸付金(23,346,748千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

第32期（2018年3月31日）

1.　その他有価証券

該当事項はありません。

2.　当事業年度中に売却したその他有価証券（自2017年4月1日　至2018年3月31日）

該当事項はありません。

第33期（2019年3月31日）

1.　その他有価証券

該当事項はありません。

2.　当事業年度中に売却したその他有価証券（自2018年4月1日　至2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）
第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要
当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2．確定給付型年金制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	5,081,972
勤務費用	195,462
利息費用	10,317
数理計算上の差異の発生額	△59,517
退職給付の支払額	△315,132
制度改定による変動額	－
為替変動による影響額	△130,690
その他	△5,965
退職給付債務の期末残高	4,776,447

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	4,776,447
未認識過去勤務費用	9,743
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,786,190
退職給付引当金	4,786,190
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,786,190

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	195,462
利息費用	10,317
数理計算上の差異の費用処理額	△59,517
過去勤務債務の費用処理額	△2,575
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	143,687

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率　0.4%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は90,790千円であります。

第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要
当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2．確定給付型年金制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	4,776,447
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の発生額	△35,733
退職給付の支払額	△341,816
制度改定による変動額	－
為替変動による影響額	120,471
その他	△225
退職給付債務の期末残高	4,704,708

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	4,704,708
未認識過去勤務費用	7,869
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577
退職給付引当金	4,712,577
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の費用処理額	△35,733
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	147,957

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率　0.4%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は86,210千円であります。

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 （2018年3月31日）	第33期 （2019年3月31日）
（流動）	（千円）	（千円）
繰延税金資産		
未払費用	186,465	101,830
賞与引当金	561,152	441,058
その他	62,704	20,196
繰延税金資産合計	810,321	563,084
繰延税金負債		
未払金	202,748	186,975
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	607,573	376,109
（固定）	（千円）	（千円）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,473,419	1,451,987
資産除去債務	2,685	2,685
その他	81,708	96,782
繰延税金資産小計	1,557,812	1,551,454
評価性引当額	△765,291	△803,096
繰延税金資産合計	792,521	748,358
繰延税金負債		
長期貸付金	△14,084	△35,073
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	778,437	713,285

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第32期 （2018年3月31日）	第33期 （2019年3月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.32%	1.81%
評価性引当額	△1.47%	1.90%
過年度法人税等	0.27%	△0.04%
税率変更差異	0.00%	0.00%
その他	0.42%	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.16%	34.38%

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）
セグメント情報
第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）及び 第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
第32期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）
1.　サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	47,015,140	2,583,082	49,598,222

2.　地域ごとの情報
(1)　売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳ リート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	14,973,284	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	13,887,634	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,377,121	投資信託の運用

第33期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）
1.　サービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

2.　地域ごとの情報
(1)　売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	10,579,865	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳリート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	9,025,455	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,447,177	投資信託の運用

関連当事者情報

第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 6,825	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3） 共通発生経費負担額（注4）	千円 41,611 9,313,596	未収入金 未払金	千円 55,710 565,117
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接 100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注4） 連結法人税の個別帰属額	千円 1,370,000 57,463 525,884 －	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金	千円 21,400,000 20,178 100,806 926,608
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 3,456,684	未払金	千円 681,294

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 8,557,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 648,819 1,046,990	未収入金 未払金	千円 9,821 206,260
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 1,025,434	未払金	千円 60,135
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,676	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 1,033,326	未払金	千円 29,993

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	6,981	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	－	未収入金	82,094
							共通発生経費負担額（注4）	6,977,863	未払金	557,126
			千円					千円		千円
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接 100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1）	450,000	長期貸付金	21,850,000
							利息の受取（注1）	61,374	未収入金	20,309
							共通発生経費負担額（注4）	429,152	未払金	81,239
							連結法人税の個別帰属額	－	未払金	294,863
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	189,735	グループ会社経営管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	3,796,845	未払金	314,928

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 9,257,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	千円 600,501	未払金	千円 23,643
							投資信託販売に係る代行手数料（注5）	877,675	未払金	174,703
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 717,522	未払金	千円 71,425
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,676	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 305,883	未払金	千円 127,244

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。
(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	第32期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第33期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
１株当たり純資産額	1,001,560円45銭	1,066,687円79銭
１株当たり当期純利益	118,878円71銭	65,127円34銭

(注1)1. なお潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第32期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第33期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
当期純利益(千円)	2,377,574	1,302,546
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,377,574	1,302,546
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月６日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大田 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2019年４月１日から2019年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2019年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年４月１日から2019年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年11月29日開催の臨時株主総会において、親会社であるフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社に対する剰余金の配当を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第34期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
科目	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		1,082,828	
未収委託者報酬		5,370,889	
未収収益		430,461	
未収入金		174,681	
その他		80,356	
流動資産計		7,139,217	21.0
Ⅱ　固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
長期貸付金		25,956,657	
長期差入保証金		19,170	
会員預託金		430	
繰延税金資産		906,522	
投資その他の資産計		26,882,781	79.0
固定資産計		26,890,268	79.0
資産合計		34,029,485	100.0

		第34期中間会計期間末 （2019年9月30日）	
科目	注記番号	金額（千円）	構成比（%）
（負債の部）			
Ⅰ　流動負債			
未払手数料		2,360,675	
その他未払金		1,179,537	
未払費用		319,503	
未払法人税等		81,956	
賞与引当金		1,668,432	
その他	*1	192,621	
流動負債計		5,802,726	17.1
Ⅱ　固定負債			
長期賞与引当金		527,631	
退職給付引当金		4,680,295	
固定負債計		5,207,927	15.3
負債合計		11,010,653	32.4
（純資産の部）			
株主資本			
資本金		1,000,000	
利益剰余金			
利益準備金		100,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		21,918,831	
利益剰余金合計		22,018,831	
株主資本合計		23,018,831	67.6
純資産合計		23,018,831	67.6
負債・純資産合計		34,029,485	100.0

(2) 中間損益計算書

		第34期中間会計期間 自　2019年4月1日 至　2019年9月30日	
科目	注記番号	金額 (千円)	百分比 (%)
Ⅰ　営業収益			
委託者報酬		17,981,157	
その他営業収益		1,138,117	
営業収益計		19,119,274	100.0
Ⅱ　営業費用及び一般管理費		17,915,356	93.7
営業利益		1,203,918	6.3
Ⅲ　営業外収益	*2	107,734	0.6
Ⅳ　営業外費用		－	－
経常利益		1,311,652	6.9
Ⅴ　特別利益		797,838	4.2
賞与引当金戻入益	*3	797,838	4.2
Ⅵ　特別損失		6,785	0.0
特別退職金		6,775	0.0
事務過誤損失		10	0.0
税引前中間純利益		2,102,705	11.0
法人税等	*1	417,629	2.2
中間純利益		1,685,076	8.8

重要な会計方針

項目	第34期中間会計期間 自　2019年4月1日 至　2019年9月30日
1. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第34期中間会計期間末 2019年9月30日
＊1　消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第34期中間会計期間 自　2019年4月1日 至　2019年9月30日
＊1　税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
＊2　営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息　74,903千円
＊3　特別利益に計上されている賞与引当金戻入益	当社グループは当中間会計期間において賞与引当金の見積期間（7月1日から6月30日を1月1日から12月31日に）の改定を行いました。これに伴い、2019年6月30日時点で計上されていた賞与引当金のうち797,838千円を取り崩し、当中間会計期間において賞与引当金戻入益として認識しております。

（リース取引関係）

第34期中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	1,082,828	1,082,828	－
（２）未収委託者報酬	5,370,889	5,370,889	－
（３）未収収益	430,461	430,461	－
（４）未収入金	174,681	174,681	－
（５）長期貸付金	25,956,657	25,956,657	－
資産計	33,015,518	33,015,518	－
（１）未払手数料	2,360,675	2,360,675	－
（２）その他未払金	1,179,537	1,179,537	－
負債計	3,540,212	3,540,212	－

（注）　１.金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収収益、（４）未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）未払手数料、（２）その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（ストックオプション等関係）

第34期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

（持分法損益等）

第34期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第34期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第34期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 （単位：千円）	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	4,614,955	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳリート・ファンドＢ （為替ヘッジなし）	4,127,388	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	2,553,385	投資信託の運用

（1株当たり情報）

	第34期中間会計期間 自　2019年4月1日 至 2019年9月30日
1株当たり純資産額	1,150,941.60円
1株当たり中間純利益金額	84,253.81円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額	1,685,076千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益金額	1,685,076千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

臨時配当

当社は2019年11月29日臨時株主総会にて決議されたフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（当社株主）に対する剰余金配当を以下の通り行いました。

１．配当財産の種類及び帳簿価額の総額

現物配当

当社とフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社との間の2010年11月17日付け「JPY20,000,000,000 LOAN FACILITY AGREEMENT」（2015年10月16日付けの改訂契約を含む。）に基づく当社のフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社に対する貸付金のうち、元本金額200億円に相当する部分の貸付金

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項

下記３．で定められた日付現在の株主に対し、その有する株式の割合に従い配当を行いました。

３．剰余金の配当の効力が生ずる日

2019年11月29日

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2040

投資信託約款

フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2040

－　運用の基本方針　－

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

主として投資信託証券に投資を行ないます。投資信託証券には国内投資信託および外国投資信託の受益証券、投資法人ならびに外国投資法人の投資証券が含まれます。

(2) 投資態度

① 主として投資信託証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。

② 投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国海外株式、新興国株式、世界債券、国内短期債券・短期金融商品等の資産クラスへ実質的に分散投資を行ないます。なお、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産クラスを見直す場合があります。

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2040年（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間が短くなるにしたがい、株式への配分を漸減し、リスクを減少させていく運用を目指します。

④ 当初設定時の資産配分は概ね、国内株式12％、先進国海外株式57％、新興国株式12％、世界債券19％を基本とします。

⑤ 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。

⑥ 投資信託証券は、主として、国内外の投資信託証券の中から選定を行ないます。

⑦ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことがあります。

⑧ 投資信託証券の組入れにあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。

⑨ 指定投資信託証券は定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、指定投資信託証券として選定されていた投資信託証券が指定投資信託証券から除外されたり、新たに追加指定される場合があります。

⑩ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年９月 25 日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2040」
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2041年９月25日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については 10 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第 22 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証

券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条　委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日および英国における休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

②　前項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第１項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金（第２項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　約束手形

ハ　金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

５．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10 第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前１号から６号の証券または証書の性質を有するもの

８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

９．投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

10．外国法人が発行する譲渡性預金証書

11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号から第４号までの証券および第７号の証券または証書のうち第１号から第４号までの証券の性質を有するものならびに第９号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第８号の証券および第９号の証券（「新投資口予約証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者

が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第３項および同法第 32 条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 18 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用の権限委託）

第 18 条の２　委託者は、基本資産配分の運用(設計・見直しを含む)の指図に関する権限を次の者に委託します。

１．名　称：FIL Investments International
　　所在地：Hildenborough, Kent, UK

２．名　称：FIL Investment Management (Hong Kong) Limited
　　所在地：Admiralty, Hong Kong

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 34 条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

第 19 条　（削除）

（有価証券の借入れの指図および範囲）

第 20 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 21 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 23 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．投資信託財産の保存に係る業務

２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）
第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）
第25条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）
第26条　委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）
第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）
第28条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10％以内
③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤　借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

（損益の帰属）
第29条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）
第30条　投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）
第31条　この信託の計算期間は、毎年９月26日から翌年９月25日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了

日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は信託契約締結日から平成 28 年９月 26 日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 32 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用等）

第 33 条　投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用

２．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤　第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 34 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

第１計算期間から第５計算期間まで	年 10,000 分の 68.6
第６計算期間から第 20 計算期間まで	年 10,000 分の 58.6
第 21 計算期間から第 24 計算期間まで	年 10,000 分の 38.6
第 25 計算期間以降	年 10,000 分の 18.6

②　前項の信託報酬は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 35 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当

該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 36 条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 39 条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として６営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 37 条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第３項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 38 条　受託者は、収益分配金については第 36 条第１項に規定する支払開始日までに、償還金については第 36 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 39 条　受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業

日、ニューヨークにおける銀行の休業日および英国における休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第 40 条 委託者は、第４条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することによりこの信託の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、

裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第48条の２ 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.fidelity.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款に

よるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 51 条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成 27 年 12 月 7 日

委託者　　東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
城山トラストタワー
フィデリティ投信株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

投資信託約款第16条第1項に定める「別に定める投資信託証券」とは、次の通りとします。

フィデリティ・インスティテューショナル・ファンズージャパン・ファンド（英国籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズージャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズージャパン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーアメリカン・ディバーシファイド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーアメリカ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーアメリカン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・アメリカン・ファンド（英国籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーユーロ・ブルーチップ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーユナイテッド・キングダム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーサステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーファースト・ヨーロピアン・バリュー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーアジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーアジア・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケッツ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーグローバル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・マネー・プール・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズージャパン・アドバンテージ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズージャパン・アグレッシブ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・ジャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティＵＳクオリティー・インカムＵＣＩＴＳ ＥＴＦ（アイルランド籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーアジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・日本株ファンド（適格機関投資家用）
フィデリティ・欧州中小型株・オープン（適格機関投資家専用）
フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・アジアパシフィック（除く日本）・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・インスティテューショナル・パシフィック（除く日本）・ファンド（英国籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケッツ・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

Fidelity™
INTERNATIONAL